

様式第2号（第5条関係）

登米市造血幹細胞移植によるワクチン再接種に係る意見書

造血幹細胞移植により、接種済みの定期予防接種のワクチンの免疫が低下又は消失したため、再度接種する必要がある、この度、当該接種が可能な状態と判断します。  
 なお、再接種の必要性及び副反応については十分に説明し、本人も了承しています。

被 接 種 者	フリガナ		男 ・ 女	生年月日
	氏名			年 月 日
	住所	(〒 - )		
	電話番号			
接種済みの定期予防接種の再接種が必要となった理由	造血幹細胞移植により、接種済みの予防接種の予防効果が期待できないため。			
	(疾病の名称)  (治療内容等)			
再接種が可能となった日	年 月 日			
再接種が必要な予防接種  ※接種が必要なものに○をつけてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒブ : 初回接種 ( 1回目・2回目・3回目 ) ・追加接種</li> <li>・小児肺炎球菌 : 初回接種 ( 1回目・2回目・3回目 ) ・追加接種</li> <li>・四種混合 : 1期初回 ( 1回目・2回目・3回目 ) ・追加接種</li> <li>・ロタウイルス : 1回目・2回目・3回目</li> <li>・二種混合 : 2期</li> <li>・B型肝炎 : 1回目・2回目・3回目</li> <li>・麻しん・風しん (MR) : 1期・2期</li> <li>・水痘 : 1回目・2回目</li> <li>・日本脳炎 : 1期初回 ( 1回目・2回目 ) ・1期追加・2期</li> <li>・子宮頸がん : 1回目・2回目・3回目</li> <li>・おたふくかぜ : 1回目</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>			
医療機関名 医療機関所在地 電話番号 ( )	記載年月日 : 年 月 日			医師氏名 印

【意見書作成に係る注意事項】

- 1 この意見書の発行に係る費用は、補助金の交付対象外です。
- 2 この意見書の内容について、登米市の担当課から個別に照会を行う場合がありますのでご了承ください。
- 3 再接種する予防接種で補助金の交付対象となる予防接種は、過去に定期予防接種として接種済みのものに限りません。
- 4 再接種する予防接種は、任意接種となります。